

13.30

証明書返還請求による証明書返還の
取扱い

提出された証明書の返還については、証明書の提出に係る手続が以下のいずれかに該当する場合で証明書に不備がある場合の証明書に限り、証明書の返還請求書（[書式第33](#)）が提出された場合は、返還することとする。

- (1) 手続の却下（特18条^{*1}）
- (2) 不適法な手続の却下（特18条の2第1項^{*1}、133条の2第1項^{*2}）
- (3) 手続補正指令（特17条3項^{*3}、133条1項、2項^{*2}、実2条の2第4項）
- (4) 却下理由通知（特18条の2第2項^{*1}、133条の2第2項^{*2}）
- (5) 方式に違反した場合の決定による却下（特133条3項^{*2}）
- (6) 不適法な審判請求の審決による却下（特135条^{*2}）
- (7) 行政指導の「受理しない旨の通知」

（注）多件一通手続の場合は、全件が上記に該当するときのみに適用する。

（説明）

証明書返還請求は、不備のある証明書を提出したときに、不適法な手続の却下、補正指令、却下理由通知や行政指導の通知を受けた際、その不備のある証明書の返還を受け、当該証明書の訂正等を行うことにより再提出を簡便にし、手続者の便宜に資するものである。

（改訂平成23・11）

*¹ 特18条、18条の2第1項、2項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用

*² 特133条1項、2項、3項、133条の2第1項、2項、135条：実41条、意58条2項、商56条1項において準用

*³ 特17条3項：意68条2項、商77条2項において準用